

# 公益社団法人 砥粒加工学会技術賞 規程

## 第1条（総則）

本会に砥粒加工学会技術賞を設ける（以下技術賞という）。

2 技術賞は先端的な加工の領域で創造的業績をあげた技術者・研究者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して贈賞する。

3 候補者とその業績は公募されるものとする。

4 応募者は、所定の用紙により、正1通および副5通の応募票、ならびに業績調書を含む応募資料6部を提出するものとする。

5 贈賞の対象となる業績の分野は、

- 1) 先端的な加工関連機器の開発。
- 2) 先端的な加工技術に関する研究または開発。
- 3) その他。

6 受賞の資格は

- 1) 前項の業績をあげた技術者および研究者。
- 2) 最近の業績で、すでに公表されているか、あるいは近く公表される業績。

7 他に公的褒賞を受けていない業績を優先する。

8 贈賞は原則として毎年1件以内とする。

## 第2条（審査委員会）

贈賞委員会の下に技術賞を審査する審査委員会を設ける。

2 審査委員長は理事会の議決により会長が指名する。特別の事情がない場合は、事業部会長がこれにあたる。

3 委員は審査委員長が推薦し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。監事は審査委員になれない。

4 審査は、選考対象者と直接の利害関係にない委員により実施する。

5 審査委員長は委員会を主宰し、7月までの理事会に審査結果を報告し、承認を得る。

## 第3条（審査基準）

以下の4項目とする。

- 1) 独創性
- 2) 工業的寄与と波及効果
- 3) 工学的寄与と波及効果
- 4) 努力度

## 第4条（表彰）

贈賞は毎年砥粒加工学会学術講演会の会期中に行うことを原則とする。

2 表彰は賞状および記念盾とし、受賞者全員ならびに所属企業に贈る。

## 第5条（規程の改廃）

この規程を改正または廃止する場合は、贈賞委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

## 付 則

本規程は平成22年2月12日より準用を開始し、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

補足：公益社団法人の設立登記の年月日：平成22年9月1日

#### 改正暦

- (1) 平成22年 2月12日 理事会制定
- (2) 平成30年7月26日 第4回理事会で以下を承認。
  - (1) フォーマットの統一。
  - (2) 公益法人設立登記年月日の加筆。
  - (3) 第5条（規程の改廃）の追記。
- (3) 平成30年12月7日 第6回理事会で、第1条の「砥粒加工」を「先端的な加工」に変更。
- (4) 令和2年8月3日 理事会承認
- (5) 令和2年10月30日 理事会承認
- (6) 令和3年2月2日 理事会承認